

鳥取縣公報

規則

○鳥取縣規則第三十五号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他手数料徴收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中二十六を二十七に改め二十八まで順次繰下げ二十九を三十一に三十を三十五に三十一を三十八に三十二を四十一に改め以下順次繰下げ同條二十五の次に次の一号を加える。

二十六 薬局開設登録票書換手数料 三十円

同條二十九の次に次の一号を加える。

三十 医薬品販売業登録票書換手数料 三十円

同條三十一の次に次の三号を加える。

昭和二十五年六月二日
第二千百十三号 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五

三十二 医薬品配置販売業の配置員身分証明書書換手数料 三十円

三十三 医薬品配置販売業の配置員身分証明書再交付手数料 百 円

三十四 医薬品配置販売業の配置員身分証明書更新手数料 二百円

同條三十五の次に次の二号を加える。

三十六 毒物劇物販売営業許可書書換手数料 三十円

三十七 毒物劇物販売営業許可書再交付手数料 百 円

同條三十八の次に次の三号を加える。

三十九 毒物劇物営業の事業管理人設置許可書書換手数料 三十円

四十 毒物劇物営業の事業管理人設置許可書再交付手数料 百 円

同條五十四中「前三十七号から四十二号まで」とあるを「前四十六号から五十一号まで」に改め六十二の次に次

の十一号を加える。

- 六十三 病院開設許可手数料 千円
- 六十四 病院の使用許可証交付手数料 千円
- 六十五 診療所開設許可手数料 三百円
- 六十六 診療所の使用許可証交付手数料 三百円
- 六十七 助産所開設許可手数料 二百円
- 六十八 助産所の使用許可証交付手数料 二百円
- 六十九 齒科衛生士試験手数料(学説試験又は実地試験のみの場合は三百円) 五百円
- 七十 齒科衛生士籍登録手数料 二百円
- 七十一 齒科衛生士籍訂正手数料 五十円
- 七十二 齒科衛生士免許証再交付手数料 百円
- 七十三 死体保存許可手数料 百円

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月二十日から適用する。

◇鳥取縣規則第三十六号

昭和二十五年五月鳥取縣規則第三十号家きんコレラ予防

規則の一部を次のように改正する。

- 昭和二十五年六月二日
- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 別表中「岡山縣」の次に「島根縣」「廣島縣」「香川縣」を加える。

附則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百六十五号

東伯郡東郷村田畑耕地整理組合の換地処分については昭和二十五年五月三十一日認可した。

昭和二十五年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百六十六号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事 第二四号

昭和二十五年六月二日

米子米子鐵道工業株式会社

米子市末廣町九番地

元 取締役社長 取縮下垣梅市 佐伯忠義

◇鳥取縣告示第二百六十七号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第四百二号中浜支金庫の名称、位置及び金庫事務取扱者を五月二十日から次のように変更した。

昭和二十五年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

名 称 位 置 金庫事務取扱者

- 旧 中浜支金庫 鳥取縣西伯郡中浜村大字佐美神 一、二、八番地 株式会社 山陰合同銀行
- 新 大篠津支金庫 同大篠津村 一、四、〇三番地 株式会社 山陰合同銀行 大篠津出張所

◇鳥取縣告示第二百六十八号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年六月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市梶川町四八番地 田中むめ

一、建築物の位置 鳥取市梶川町四八番地

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 二九、一七平方メートル 突出する部分 二七、一〇平方メートル

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

